

規則

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県規則に定める様式における押印及び署名の取扱いの特例に関する規則
(目的)

第一条 この規則は、埼玉県規則（埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十号）を除く。以下「規則」という。）に定める様式による申請書、届出書その他の書類（次条、第三条及び第六条において「申請書等」という。）への押印及び署名の取扱いの特例に関し必要な事項を定めることにより、申請、届出その他の手続をする者（第四条及び第五条において「申請者等」という。）の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(押印の義務の特例)

第二条 申請書等のうち、押印することが義務付けられているものについては、当該申請書等を定めているそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当該押印（埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）第二条に規定する公印並びに埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）第九条第二項に規定する県收受印及び第十条第一号に規定する主務課收受印によるものを除く。）を要しないものとする。ただし、知事が別に定める申請書等については、この限りでない。

(署名の義務の特例)

第三条 申請書等のうち、署名することが義務付けられているものについては、当該申請書等を定めているそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当該署名を要しないものとする。ただし、知事が別に定める申請書等については、この限りでない。

(押印又は署名を要しない場合の措置)

第四条 第二条又は前条の規定により、申請者等が押印又は署名することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、当該申請者等の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）を記名するものとする。

(署名又は本人確認書類の提示の求め)

第五条 第二条の規定により、申請者等が押印することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、知事は、必要に応じ、当該申請者

等の署名又は本人であることを確認するため知事が適当と認める書類（次項において「本人確認書類」という。）の提示を求めることができる。

2 第三条の規定により、申請者等が署名することを要しないものとされた規則に定める様式による用紙を使用するときは、知事は、必要に応じ、当該申請者等の本人確認書類の提示を求めることができる。

（公表）

第六条 知事は、第二条ただし書及び第三条ただし書の知事が定める申請書等について、その根拠となる規則の名称、当該規則に定める様式の名称その他必要な事項を公表するものとする。

（適用除外）

第七条 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条の規定により電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の手続を行う場合については、第二条から前条までの規定は適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。